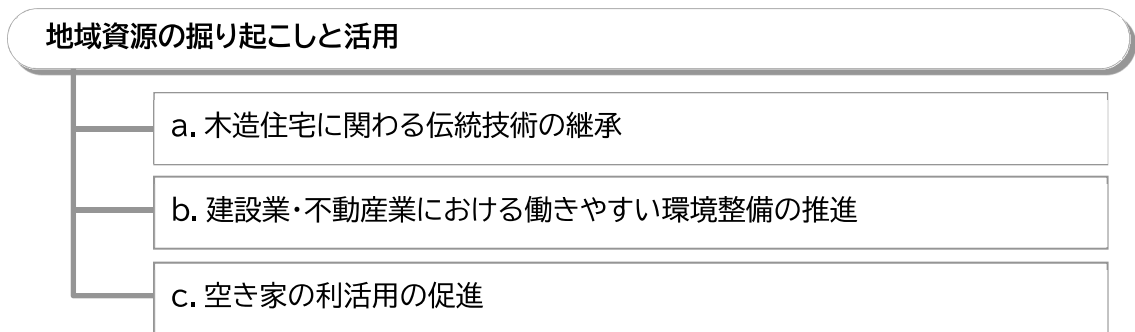


基本目標3:地域資源の活用による地域の価値の向上

(6) 地域資源の掘り起こしと活用

① 施策展開の方向

地域で継承されてきた技術や建設業及び不動産業の人材が地域で活躍できる環境を整備するとともに、空き家など地域資源のさらなる利活用を図ります。



② 具体的な施策

a. 木造住宅に関わる伝統技術の継承

木造住宅生産者団体の活動支援

(実施主体:県)

- 伝統技術継承、県産材を活用した木造住宅の魅力、伝統技術の良さを広く県民に対してPRすることを目的として、木造住宅関係団体が開催する活動に係る経費を助成します。
- 県産材の効果的な活用手法や「とっとり健康省エネ住宅」など高断熱住宅の健康効果などに係る技術研修及び情報発信に要する経費を助成します。

伝統建築技能者団体の活動支援

(実施主体:県)

- 木造建築に係る建築大工、左官、板金、建具及び畳の技能士の伝統技術の継承を推進し、技能士の地位の向上を図ることを目的として、技能者団体が行う研修や普及等に係る活動に要する経費を助成します。

民間建築物における伝統技能の活用促進

(実施主体:県)

- 歴史的建造物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、技術の活用の機会を創出し、技能の継承及び既存ストックの有効利用を促進します。

既存住宅における省エネ改修の促進(再掲)

(実施主体:県)

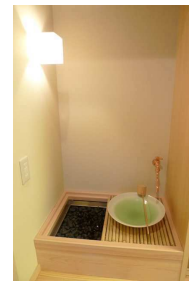
- 省エネ改修は全面改修を基本とし、柱や梁などの構造部分を残した改修や既存内外装の撤去を最小限に抑えた改修など既存住宅の状況に応じて改修手法を選択できるように改修パターンを示し、それぞれの標準コストや補助金、税制優遇等の各種支援制度の周知を図り、普及を進めます。
- 新築住宅に代わる住まいの選択肢として中古住宅の耐震性能と省エネ性能の向上を図るリノベーションの普及を図ります。

◇ 関連施策

■とっとり匠の技活用リモデル事業

鳥取県で長年培われてきた伝統技術の継承を図るため、建築大工、左官または建具職人による伝統技術を活用した建築物等（住宅を除く）の改修に対して助成を行う「とっとり匠の技」活用リモデル事業を実施しています。

- 補助要件
 - 一級または二級技能士（大工・左官・建具）が行う 10 万円以上の改修工事
- 助成額
 - ・上限50万円（工事内容、面積による算定式あり）



鳥取県住まいまちづくり課

■鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業【再掲】

■伝統建築技能継承普及支援事業

木造建築に携わる建築大工、左官、板金、建具及び畳技能士の伝統技能の継承を推進するため、技能士により組織される団体に対して、研修及び普及啓発に係る費用を補助します。

○補助対象項目及び補助率等

補助対象項目	補助率
①技術研修等事業 技能士試験、競技大会等を目的とした研修会の開催又は参加	1/2
②競技大会事業 県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催	1/2
③普及啓発活動事業 伝統建築技能の普及啓発を目的としたものづくり体験教室等の開催	2/3
④研究活動事業 伝統建築技能に関する研修会研究等の事業の開催	2/3

鳥取県住まいまちづくり課

b. 建設業・不動産業における働きやすい環境整備の推進

建設業・不動産業における女性が働きやすい環境整備の推進

(実施主体:県)

- 建設業や不動産業において女性が働きやすい環境を関係団体と検討し、事業者における環境整備を推進します。
- 出産等で職場を離れた女性を対象とした学び直し等の仕組みを検討します。

建築技術者の多様な働き方の推進

(実施主体:県)

- 建築士等の建築技術者が CAD 図面の作成や、省エネ計算など在宅でできる仕事を企業から受注するなど多様な働き方を推進し、企業と個人の建築技術者が円滑にマッチングできる仕組みを検討します。

木造住宅に関する技術力の維持・向上

(実施主体:県)

- 民間団体と連携して、木造住宅に関する設計・施工の技術力向上を目的とした講習会等を開催し、長期優良住宅・住宅の環境配慮設計手法、構造計算手法など、木造建築に係る技術者の技術力の維持・向上を図ります。

c. 空き家の利活用の促進

市街地の空き家・空き店舗等を活用したまちなか居住の推進 (実施主体: 県・市町村)

- 市町村が指定する市街地の区域内において、商業や居住での利用が見込まれない空き店舗・住宅・公共施設等の遊休施設を活用し、地域活性化のための様々な用途に転用する場合に支援を行うことで、「まちなか」居住を推進し、「まちなか」の再生を図ります。

中山間地の空き家活用 (実施主体: 県・市町村)

- 市町村と連携し、伝統的な日本家屋としての古民家等の再生や他用途活用を促進します。
- 民間団体が行う、歴史的建造物の掘り起しや地域振興の資産としての活用に係る取組と連携し、必要な対策を検討します。
- 空き家を登録・借り上げて移住者へ提供するなど、市町村による地域の活性化に資する空き家活用策への支援を促進します。(空き家バンク)

とっとり空き家利活用推進協議会との連携・支援 (実施主体: 県・市町村)

- 平成 28 年 7 月に設立した宅地建物取引士、建築士、司法書士、土地家屋調査士で構成する「とっとり空き家利活用推進協議会」の活動経費を助成します。
- 県内市町村とともに特別会員として参画し、事務局運営等の協力を行うなど、空き家利活用推進施策の柱として、引き続き連携していきます。

住宅リフォーム事業者登録制度の創設 (実施主体: 県・市町村)

- 住宅リフォーム事業者団体登録制度の創設等により、消費者が安心してリフォームを実施できる環境整備を行い、住宅ストックの活用を促進します。

お試し住宅等の整備に係る支援 (実施主体: 県・市町村)

- 移住定住受入体制整備事業により、空き家を活用して本県への移住を検討している人向けのお試し住宅等を整備するなど、市町村が行う既存住宅ストックの有効活用に係る取組を支援します。

空き家バンクの活用による移住・二地域居住の推進 (実施主体: 県・市町村)

- 空き住宅を登録・借り上げて移住者へ提供するなど、市町村による地域の活性化に資する空き家活用策への支援を推進します。

定期借家制度等の賃貸借の形態を活用した既存住宅の活用促進（実施主体：県・市町村）

- 高齢者世帯が居住する一戸建住宅の利活用促進のため、定期借家制度を活用した民間賃貸住宅等への住み替えを支援します。

中古住宅(空き家)の流通活性化（実施主体：県・市町村）

- 移住者向けに加え、子育て世帯や住宅取得世代等に対し、広く情報発信を進め、中古住宅(空き家)の流通活性化を図ります。

◇ 関連施策

■ 空き家利活用団体支援事業

市場では流通しづらい空き家の利活用を進めるため、空き家の利活用に取り組む専門家団体の活動を支援します。

事業概要 宅地建物取引士、建築士、司法書士、土地家屋調査士の団体で構成する団体（とっとり空き家利活用推進協議会）の活動経費の一部を助成

対象事業 無料相談会の開催、専門家の派遣、ワークショップの開催 等

負担率 団体1/3、県2/3 ・限度額：2,900千円

鳥取県中山間地域政策課

■ 空き家等改修支援事業

空き家の利活用に必要な改修工事の一部を助成します。

事業概要 一般に流通しない空き家の利活用を行う者の必要な経費の一部を助成する。

事業主体 県内の空き家の利活用者（個人、団体、事業者 等）

対象事業 空き家の利活用に必要な改修工事費用

負担率 所有者1/2、市町村1/6、県1/3（市町村への間接補助）

限度額 1）住宅活用型 600千円（別途市町村負担）

2）非住宅転用型 1,000千円（別途市町村負担）

鳥取県中山間地域政策課

■ 地域の空き家を活用したまちづくり推進事業

地域のまちづくりの機運醸成のため、建築的価値のある空き家を通じて活動する民間団体の活動経費を助成します。

事業主体 民間団体、自治会等

対象事業 空き家の利活用促進に向けた計画策定、実態調査、ワークショップの開催等

空き家の掘り起こしや適正管理に要する活動経費

負担率 市町村1/3、県2/3（市町村への間接補助）

限度額 400千円

鳥取県中山間地域政策課

■ 空き家リノベーション普及啓発事業

一般市場における空き家利活用や中古住宅の購入意欲醸成のため、不動産事業の専門団体等による空き家リノベーション物件の見学会開催を支援します。

事業主体 鳥取県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会鳥取県支部等（直接補助）

対象事業 一斉見学会の開催経費

負担率 団体等1/2、県1/2 限度額：300千円

鳥取県中山間地域政策課

■ 移住定住受入体制整備事業

市町村等が次の用途として空き家を整備する場合における整備に要する経費を支援します。

・ 移住（交流）者滞在施設

・ お試し住宅

・ 移住者向け居住施設

※土地（農地を含む。）の購入、当該購入に伴う手続きに要する経費は除く。

○ 補助対象 市町村、民間団体等

○ 補助金額 1戸につき2,000千円（上限） 市町村負担額の1/2以内

鳥取県ふるさと人口政策課

③ 成果目標

施策	評価指標	現状値 (基準年度)	目標値 (令和12年)
1. 木造住宅に関わる伝統技術の継承	建築職種(大工・左官・板金・建具・畳)における技能士のうち若年層(30歳未満)の数	122人 (R1年)	130人
2. 建設業・不動産業における働きやすい環境整備の推進	建設業における女性労働者の割合	15.0% (H27年)	16.5%
	宅地建物取引士の女性就業者の割合	24.7% (R1年)	27.2%
3. 空き家の利活用の促進	リフォームの市場規模【再掲】	268億円 (H28年)	592億円
	空き家等の利活用件数	180件 (R2年)	200件

(7) 美しい街なみ・良好な景観の形成

① 施策展開の方向

景観形成制度の活用等を通じて、地域の特徴を活かした都市景観の形成や歴史・文化景観の維持・継承を行うことで、美しい街なみ・良好な景観の形成を図ります。

美しい街なみ・良好な景観の形成

- a. 良好な都市景観の形成と都市・地域の記憶・歴史の継承
- b. 歴史的建造物の維持保全・活用の推進

② 具体的な施策

a. 良好な都市景観の形成と都市・地域の記憶・歴史の継承

景観形成制度の継続実施

(実施主体:県)

- 良好な都市景観の保全・形成を図るため、鳥取県景観計画に定める景観形成基準に基づき、景観形成制度を継続実施するとともに、住民や事業者への周知を図ります。
- 景観行政の中心的な役割を担う市町村に対して景観行政団体への移行促進を図ります。
- 景観を阻害する行為の発見及び報告のため、各市町村に景観形成巡視員を配置します。
- 景観形成の施策推進を図るため、市町村担当者職員を対象に住民と連携しながら景観形成を進める先進自治体の事例を学ぶ研修会を開催します。

住民参画で進める景観形成

(実施主体:県)

- 建築設計、デザイン、緑化等の分野について、専門的視点からアドバイスする景観アドバイザーを派遣し、住民や事業者、市町村等が行う景観形成活動を支援します。

とっとりの美しい街なみづくり事業の継続実施

(実施主体:県)

- 街なみ環境整備事業を実施する場合における所有者の自己負担部分について、経費の一部を支援します。

- 街道やエリア全体で統一感のある景観形成に向けて、景観資源を守りながら磨き上げ、地域の魅力創出や観光振興に繋げていくため、広域的な景観資源を共有する複数の市町村等が連携して行う景観保全・活用等の取組を支援します。

◇ 関連施策

■日本風景街道「新因幡ライン」景観形成行動計画

兵庫県宍粟市（山崎IC）から鳥取市までを結ぶ国道29号（約90km）を中心とする若桜・八頭町内の国道482号を加えた沿線地域（鳥取市、八頭町、若桜町、宍粟市）『新因幡ライン』～ふるさとに出会う幸福（29）（ふく）ロード～の景観形成について関係自治体と連携して取組を進めます。

景観形成重点区間

The image displays a map of the scenic route from Shikokuchō to Wakayama City. A red line marks the '景観形成重点区間' (Key Scenic Formation Area). Key locations and landmarks are labeled, including: 花御所柿の林畑 (Hanamiyosono Persimmon Orchard), 安井宿 (Anai Station), 徳丸ドンド (Tokumaru Dond), 道の駅はつとう (Michi no Eki Hatsutou), 道の駅若桜「桜ん坊」 (Michi no Eki Wakayama 'Sakuribako'), 郡家駅 (Gūke Station), 八頭高崎駅 (Yatsushiro Takasaki Station), 八頭駅 (Yatsushiro Station), 若桜駅 (Wakayama Station), 若桜宿 (Wakayama Station), 若桜鬼ヶ塚 (Wakayama Onikazura), 氷ノ山ふれあいの里 (つくよね棚田) (Hininokami Fureai no Sato (Tsukuyone Nodden)), 道の駅はつとうからの眺め (View from Michi no Eki Hatsutou), 高原の宿 氷太くん前 (Takelands Station Himita-kun Mae), つくよね棚田 (Tsukuyone Nodden), 第2八東川橋梁と若桜鉄道 昭和号 (2nd Yatsushiro River Bridge and Wakayama Railway Showa), 若桜鉄道 郡家駅～若桜駅 (Wakayama Railway Gūke Station ~ Wakayama Station), 若桜駅 (Wakayama Station), 若桜宿 (Wakayama Station), 若桜鬼ヶ塚 (Wakayama Onikazura), and 氷ノ山ふれあいの里 (つくよね棚田) (Hininokami Fureai no Sato (Tsukuyone Nodden)).

鳥取県住まいまちづくり課

b. 歴史的建造物の維持保全・活用の推進

リノベーションによる歴史的建造物の保存活用

(実施主体:県・市町村)

- 埋もれている歴史的建造物を掘り起こし、リノベーションにより新たな価値、活用を見出すことで保存が進むよう市町村と連携して調査、活用計画の策定、事業者とのマッチング等の支援を検討します。

伝統的民家の保存・継承の推進

(実施主体:県)

- 次世代に県内の建築文化、伝統技術を継承していくことを目的に山間部を中心に数多く残る伝統的民家を登録し、維持保全に対する支援を検討します。

歴史、風土を反映した街なみの発信、活用

(実施主体:県)

- 県内には3つの伝統的建造物群保存地区に加え、街道沿いの歴史的な街なみや農村、漁村集落など風土に根差した特徴的に街なみが残こされているので、こうした街なみを調査し、その面白さ、魅力を発信することにより、地域のまちづくりを支援するよう検討します。

歴史的建造物の活用に資する人材の育成

(実施主体:県)

- 歴史的建造物の保存活用に向けた調査、設計、コーディネートを担うヘリテージマネージャーの養成講習会を関係団体と連携して開催します。
- ヘリテージマネージャー及び歴史的建造物に関心を持つ技術者向けに歴史的建造物の調査、設計、耐震改修、施工に関する講習会を開催し、歴史的建造物の保存活用に資する人材を育成します。

伝統建築技能者団体の活動支援【再掲】

(実施主体:県)

- 木造建築に係る建築大工、左官、板金及び建具の技能士の伝統技能の継承を推進するため、技能者団体が行う研修事業等に係る費用を助成します。

◇ 関連施策

■ 伝統的建造物群保存地区

茅葺屋根の集落、武家屋敷、商家など、地域の歴史の中で形成された集落や街なみを、周囲にある川や橋、樹木や石造物などとともに育まれた環境を含めて保存するために選定するのが「伝統的建造物群保存地区」です。これらのうち、特に価値が高いものを、「重要伝統的建造物群保存地区」として国が選定しています。

鳥取県では倉吉市打吹玉川地区(平成10年)と大山町所子地区(平成25年)の2地区のほか、県選定伝統的建造物群保存地区の選定を条例化し、全国で唯一、都道府県レベルで八頭郡智頭町の板井原集落を選定しています。

県では、これらの地区に対し修理、調査事業への助成や技術的支援を行っています。

鳥取県文化財課

■歴史的まちなみ調査支援事業

光地区（琴浦町）

約50戸の農村集落。半分以上の家に海鼠壁（なまこかべ）と鰻絵（こてえ）が残る。



田後地区（岩美町）

江戸時代の村の区画割が今に残る独特な漁村の風景が見られる。



鳥取県住まいまちづくり課

■古民家空き家利活用モデル事業

インバウンド向け宿泊施設（古民家ツーリズム）などへの活用等、県内に残る貴重な資源である古民家を活用した地域の魅力創出、ブランド化につながる構想策定などを県内でモデル的に実施します。現行の建築基準法に適合させることが困難な古民家が法適用除外を受けるために必要な構造安全、防火避難上の代替措置等を検討します。



鳥取県中山間地域政策課

③ 成果指標

施策	評価指標	現状値 (基準年度)	目標値 (令和12年)
1.良好な都市景観の形成と 都市・地域の記憶・歴史の 継承	景観行政団体に移行した市町 村の数	6団体 (R2 年度末)	9 団体
	広域景観形成行動計画策定 数	1件 (R2 年度末)	4件
2.歴史的建造物の維持保 全・活用の推進	ハリテージマネージャー(歴史 文化遺産活用促進員)登録人 数	35 人 (R2 年度末)	55 人